

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者等向け

そうじゃ未来資金

(令和2年7月13日時点版)

総社市は、新型コロナウイルス感染症により影響を受け、売上が減少している市内の中小企業者等の皆様に対し、事業継続のための支援金を支給します。

支援金額

10万円（旅館業、一般旅客自動車運送事業は**50**万円）

・申請は1回のみ。用途制限なしで受給できます。

対象者

★総社市内の中小企業者等

- ・法人は、市内に主たる事業所 又は従たる事業所を有する者
- ・個人事業主※1は、市内に事業所（賃貸含）を有する者 又は市内に住所を有する者ただし、総社市を納税地にしている者に限る。

★新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から8月までのいずれかの月の売上高が、前年同月比で20%以上減少している者 ※2、3、4

- ※1 事業を行う個人であって、主たる収入が給与・年金・不動産等でないもの。
- ※2 令和元年（法人は前事業年度）の確定申告書類と、対象とする減収月の売上高を示した帳簿の写し等が必要となります。
- ※3 事業継続期間が短い方、り災証明を受けた方、確定申告書類未提出の方に、売上減少確認書類の特例措置があります。
- ※4 年間売上減少見込みが支援金額（旅館業、一般旅客自動車運送事業は50万円、その他の業種は10万円）に満たない場合は、支援金は交付されません。

申請期間

申請期間：令和2年7月15日（水）～令和2年10月30日（金）※当日消印有効

※申請様式はホームページよりダウンロードできるほか、市役所、総社商工会議所（会員）、総社吉備路商工会（会員）等の窓口にて入手することができます。

そうじゃ未来資金



お問
合せ

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号
総社市 企業誘致商工振興課
TEL：0866-92-8276 FAX：0866-92-8386

詳しくは裏面以降をご確認ください 

対象となる事業者について

✓ 中小企業者等

※個人事業主の方も下記に該当すれば対象となります。

中小企業者・小規模事業者とは、資本金の額又は常時使用する従業員数が下表に定める規模の方です。

主たる業種の種類	中小企業者		うち小規模事業者
	資本金の額	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	21人以上300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	6人以上100人以下	5人以下
③サービス業	5千万円以下	6人以上100人以下	
④小売業	5千万円以下	6人以上50人以下	

対象となりうる方

○会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、企業組合、協業組合）○医療法人 ○農事組合法人 ○社会福祉法人 ○学校法人 ○一般社団法人
○公益社団法人 ○一般財団法人 ○公益財団法人 ○個人事業主（総社市が納税地であること）
○医師、歯科医師、助産師 ○系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業、水産業者に
についても同様） ○特定非営利活動法人（法人税法上の収益事業を行っていること）等

対象とならない方

○宗教上の組織若しくは団体 ○協同組合等の組合（企業組合、協業組合を除く） ○政治団体
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する者、
同条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
○その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

✓ 提出書類に関する特例措置

売上高20%以上の減少要件に関して、以下の特例を設けています。

事業継続期間が短く申請時点で前年同月比較ができない方

売上減少対象月を含む直近3か月の平均と比較することができます。（開業届の提出必要）

災害の影響を受けて比較が困難な方

平成30年7月豪雨災害のり災証明を提出する場合、り災した年の前年同月の売上高と比較することができます。

申請に必要な書類

「**そうじゃ未来資金交付申請書**」に加えて、次の書類が必要です。
※特例措置を受ける方は書類が異なるのでご注意ください。

☑ 法人の方

① 前事業年度の確定申告書類の写し

- ・別表1（1枚目）
- ・法人事業概況説明書（両面）

② 売上減少となった月の売上高が分かるもの 又は持続化給付金の「給付通知書」の写し

- ・売上台帳の写し等（月単位での収入が確認できるもの）

③ 法人名義の口座通帳の写し（おもて面、通帳を開いた1、2ページ目の両方）

※①の書類等の写しで事業所の所在地が総社市にあることが確認できない場合は、以下のいずれか1つの写しが必要です。

開業届、営業許可書、賃貸借契約書、公的機関からの郵便物

☑ 個人事業主の方

① 令和元年分の確定申告書類の写し

◆ 青色申告を行っている場合

- ・所得税確定申告書B第1表控え
- ・所得税青色申告決算書控え（1、2ページ）

◆ 白色申告を行っている場合

- ・所得税確定申告書B第1表控え

◆ 確定申告の義務がない方の場合

- ・令和元年分の市申告書「令和2年度市民税・県民税申告書」の控え

② 売上減少となった月の売上高が分かるもの 又は持続化給付金の「給付通知書」の写し

- ・売上台帳の写し等（月単位での収入が確認できるもの）

③ 申請者名義の口座通帳の写し（おもて面、通帳を開いた1、2ページ目の両方）

④ 写真付き身分証明書の写し（運転免許証（両面）、マイナンバーカード（両面）等）

※上記書類で事業実態や事業所所在地が確認できない場合等は、別途確認ができる書類の提出が必要です。

確定申告書類の提出にあたっての注意事項

必ず申告済のもの（以下のいずれか）をご用意ください。

○税務署の「収受日付印」が押された確定申告書の控え

○e-Taxの場合は、税務署で申告した「電子申告日時」が印字された確定申告書の控え又は
自宅等で申告した確定申告書の控えに「受信通知（所得額の記載あり）」を添付したもの

提出方法

申請書に必要事項を記載し、申請内容を証明する書類を添付して期間内に提出してください。（1事業者1回のみ）

✓ 提出先（郵送・窓口）

郵送で提出する場合、申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。

※郵送料は申請者の負担となります。

総社商工会議所会員の方 ※郵送にて提出してください。

〒719-1131 総社市中央六丁目9-108

総社商工会議所 （受付日時：平日9時から17時まで）

TEL：0866-92-1122

総社吉備路商工会会員の方 ※窓口へ持参してください。

総社吉備路商工会 本部

総社吉備路商工会 昭和支所

総社吉備路商工会 清音支所

（受付日時：平日9時から17時まで）

上記以外の方

※原則、郵送にて提出してください。
窓口による提出先は、市役所1Fロビーへお持ちください。

719-1192 総社市中央一丁目1番1号

総社市 企業誘致商工振興課 （受付日時：平日8時30分から17時15分まで）

TEL：0866-92-8276

総社市を装った詐欺にご注意ください。

市職員が申請者を訪問する、通帳やカードを預かる、暗証番号を尋ねる、ATMの操作を指示する、お金を請求することは**絶対にありません**。

